実施	平成28年度

事務事業事後評価表

≪基本情報≫

事務事業の名称【1】	企業誘致促進事業	所管課【2】	商工政策課
		評価者(担当者)	中川由美(本田祐一)
総合計画での位置付け【3】	基本目標(章)	④ 活力とにぎわいのある産業のまちづくり	重点施策【4】
	主要施策(節)	(3) 製造業・工業の振興	☑該当
	施策区分	(1) 新規企業の誘致	
	(市民意識調査結果)	☑【A】重点改善領域 ☐【B】重点維持領域 ☐【C】観察領域 ☐【D】維持領域	
実施の根拠(複数回答可)【5】	☑市長公約 ☐新市建設計画【 年度予定 : 金額 千円】		
	☑法令、県・市条例等【 玉名市工場等設置奨励条例 】		
	☐その他の計画【 】 ☐該当なし		
事業区分【6】	☑ソフト事業 ☐義務的事業 ☐建設・整備事業 ☐施設の維持管理事業		
	☐内部管理事務 ☐計画等の策定事務		
会計区分【7】	☑一般会計 ☐特別・企業会計【 】	款 7	項 1 目 3 細目 1

≪事務事業の目的≫

事務事業の実施背景(どのような問題又はニーズがあるのか)【8】	人口減少が続く中、地域の活力を維持・向上させるためには、社会人口の減少を抑え、あるいは増加させるための対策が求められる。
対象(誰、何に対して)【9】	本市へ誘致しようとする優良企業、本市に立地を検討している企業、既に立地した企業、市民
意図(どのような状態にしたいのか)【10】	優良企業の誘致や既存企業の増設又は安定した操業が図られることで、新規雇用や就業機会の創出、定住人口の増加、税収の確保等の直接効果のほか、原材料調達や消費支出などの間接効果によって、地域の活力を維持・向上させる。

≪事務事業の概要≫

事業期間【11】	☐単年度のみ【 年度】	☑単年度繰返し【 H17 年度から】 ☐期間限定複数年度【 年度～ 年度まで】
事業主体【12】	☐国 ☐県 ☑市 ☐民間 ☐その他【 】	
実施方法【13】	☑直営 ☐全部委託 ☐一部委託 ☑補助金等交付 ☐その他【 】	
事務事業の具体的内容【14】	・国内投資案件の可能性を持つ企業や業界などの動向調査。 ・企業にアポイントをとり、直接訪問しプレゼンを実施。 ・展示会等に参加し、有力企業との接点づくりを行う。 ・既に立地した企業を定期的に訪問することで現況を調査把握し、異業種間の交流や新たな商機のきっかけづくりの場を提供する。 ・一定条件を満たす企業の新設又は増設の際に受けることができる奨励金の交付事業を行う。	⇒ 事務事業を構成する細事業【15】 ① 新規企業誘致事業 ② 既誘致企業アフターフォロー事業 ③ 奨励金交付事業 ④ ⑤

≪事務事業実施に係るコスト≫

			H25年度決算	H26年度決算	H27年度決算	H28年度予算	全体計画
投入コスト	事業費(千円)	国庫支出金 %					
		県支出金 %					
		起債 %					
		受益者負担					
		その他					
		一般財源	70,378	5,335	94,689	19,076	
		【16】小計	70,378	5,335	94,689	19,076	0
		[再掲]臨時・非常勤職員人件費(千円)	0	0	0	0	
	職員の人件費	職員人工数	2.50	2.26	2.10	2.10	
		職員の年間平均給与額(千円)	5,424	5,761	5,761	5,761	
		【17】小計	13,560	13,020	12,098	12,098	
合計			83,938	18,355	106,787	31,174	

≪事務事業の手段と活動指標≫【18】

事務事業を構成する細事業		手段（細事業の具体的内容）	活動指標	単位	H25実績	H26実績	H27実績	H28計画
①	新規企業誘致事業	新規立地の可能性がある企業を訪問しプレゼンする。	企業訪問回数	回	27	29	24	26
②	既誘致企業アフターフォロー事業	企業の現況を確認したり、企業間が交流する場を設ける。	企業訪問回数	回	42	94	92	90
③	奨励金交付事業	条例に基づき、企業に対して奨励金を交付する。	奨励金交付企業数	企業	2	1	2	3
④								
⑤								

≪事務事業の成果≫【19】

成果指標（意図の数値化）		計算方法又は説明	単位	H25目標 H25実績	H26目標 H26実績	H27目標 H27実績	H28目標
1	誘致企業数	市と立地協定を締結し、市外から新たに立地した企業数	企業	2 4	1 0	1 0	1
2	増設企業数	市と増設協定を締結し、生産設備を増設した市内企業	企業	1 1	1 0	1 0	1

≪事務事業の評価≫

評価項目		評価の視点	評価	評価の説明
妥当性〈判定〉A	実施主体の妥当性【20】	市が実施すべき事業か。また、民間やNPO等他の団体では実施できない事業か。	☐ 問題あり ☑ 問題なし	本事業を廃止した場合、企業に対する情報発信や企業の立地面で一元的にサポートする体制が喪失するため、立地機会を逃したり操業開始までの諸手続きが円滑に進まない等の弊害が生じる。
	目的の妥当性【21】	税金を使って達成する目的か。また、市民ニーズの低下により役割が薄れていないか。	☐ 問題あり ☑ 問題なし	
	廃止・休止の影響【22】	事業を止めた場合、受益者に不利益が生じる等の影響があるか。	☑ 影響あり ☐ 影響なし	
有効性〈判定〉C	目標の達成度【23】	成果指標の目標値は達成できたか。	☐ 達成 ☑ 未達成	新規立地の動きはあったものの、ふさわしい用地が確保できず、他の候補地に進出され、成果として表れなかった。今後の用地確保について、学校統廃合による跡地の利活用については教育委員会、民間物件情報については専門業界との連携を密にする。
	成果向上の余地【24】	成果がもっと上がる余地はないか。	☑ 余地あり ☐ 余地なし	
	上位施策への貢献度【25】	上位施策の目的達成に貢献しているか。	☑ 十分 ☐ 不十分	
効率性〈判定〉A	コスト低減の余地【26】	コストの低減について、これ以上検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☑ 余地なし	
	民間の活用の余地【27】	民間委託など民間活力の活用について、これ以上検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☑ 余地なし	
	執行方法改善の余地【28】	事務事業の執行上、簡素化又は改善できるプロセスはないか。	☐ 余地あり ☑ 余地なし	
	事業統合の余地【29】	類似する他の事務事業との統合について、これ以上検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☑ 余地なし	
公平性	受益者負担の余地【30】	受益者負担について、これ以上検討の余地はないか。また、対象、負担額等は適切か。	☐ 余地あり ☑ 余地なし	

≪今後の方向性と改善≫

今後の方向性【31】	☐ 拡充して継続　☑ 現状のまま継続　☐ 縮小を検討　☐ 休止・廃止を検討 ☐ 細事業の効率化【 ☐ 改善・見直し　☐ 民間活用　☐ 他事業と統合　☐ 廃止 】
判断理由及び見直し・改善の具体的内容	企業誘致は、直接的にも間接的にも地域経済の活性化に大きな影響を与える事業である。しかしながら、事業の推進に際して最大の課題は、誘致可能な用地がほとんど無いことであり、抜本的な対策が必要だと考える。 用地に関しては、工業団地の造成やインフラの整備等が課題であるが、早急な解決は無理なため、公共施設等の跡地の有効利用を図るため関係課と協議し、企業の誘致用地としての活用も検討してもらう。
昨年からの見直し・改善状況【32】	進出可能性を探るため、投資意欲が高い業種などの情報を効果的に収集するため調査専門の事業者への委託料予算を確保した。しかし、熊本地震の影響を懸念し、今年度中の調査実施を中止することとした。 現在誘致している企業との信頼関係を強化するため、引き続き既立地企業の本社、親会社、関連会社への訪問を継続し、また既立地企業や関連会社が実施する事業に参画することとしている。

■評価責任者記入欄■

評価責任者（課長）の所見【33】	地域経済の活性化に大いに影響を及ぼす企業誘致は最重要施策と考えるため、今後も誘致活動に力を入れていくとともに、誘致可能な用地確保のため情報収集を行っていく必要がある。しかしながら、地震の影響で誘致活動の仕方も検討する必要性がある。	評価責任者 上野　伸一